

[メモ]

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 Tel. 0120-232-711（通話料無料、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京・名古屋の各証券取引所
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL https://www.toyota-tsusho.com/ir/ （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

（ご注意）

1. 株主様の住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に口座をお持ちの株主様の各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取り扱いいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

（ご案内）

1. 2014年以降の上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率について
2014年1月1日以降に個人の株主様が支払いを受ける、上場株式等の配当等には、原則として20.315%（※）の源泉徴収税率が適用されます。
（※）所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%。
なお、株主様によっては本ご案内の内容が当てはまらない場合もございます。詳細につきましては、最寄の税務署、税理士等にお問い合わせください。
2. 少額投資非課税口座（NISA口座）における配当等のお受け取りについて
新規に購入された当社株式をNISA口座でご所有される場合、配当等につき非課税の適用を受けるためには、口座管理機関（証券会社等）を通じて配当等を受け取る方式である「株式数比例配分方式」をお選びいただく必要があります。ご所有の株式のうち、特別口座に記録された株式をお持ちの株主様は「株式数比例配分方式」をお選びいただくことができませんのでご注意ください。
NISA口座に関する詳細につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

○本ご案内は2019年3月時点の情報をもとに作成しております。



〒450-8575 名古屋市市中村区名駅四丁目9番8号 センチュリー豊田ビル
ウェブサイト <https://www.toyota-tsusho.com>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

